

平成 23 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

1 道路事業

結果の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【道路パトロール】</p> <p>「道路パトロール日誌」の処理内容欄にはパトロール中に発見された破損等について、その場で処理が完了した場合には「処理済み」と記載され処理年月日欄にはパトロール日が記載される。一方、処理が完了しなかった場合には「未処理」と記載され処理年月日欄はブランクとなっており、その後処理が完了しているか不明である。</p> <p>したがって、「未処理」と記載された項目についても処理年月日欄に処理完了日を記載することにより処理が完了したことが確認できるようにすることが望ましい。</p>	<p>パトロール日誌はパトロールに出た職員の対応状況を記録するために整理しています。「未処理」と記載された箇所は、パトロールでは即座に対応が出来なかった破損等であり、パトロール日誌が事務所内で回覧される中で、「未処理」の破損等については、担当部署が維持修繕業務委託業者へ修繕指示を行い、その状況を手書きで記載していますが、この処理を適正に行うよう改めて徹底します。</p> <p>なお、修繕の処理状況及び処理完了日は、委託業務指示書、業務完了報告書で確認できるようにしています。</p>
<p>【工期の延長に伴う履行遅延に対する違約金】</p> <p>平成 22 年度における現道施設整備工事について、契約履行期間の延長理由が岐阜県会計規則第 118 条の規定に照らし合わせ、天災その他契約業者の責に帰することのできない理由でないにも関わらず、岐阜県の収支等命令者が契約履行期間延長の承認を行い、結果、同規則第 117 条に基づく違約金を徴収していないケースが存在した。</p> <p>契約履行期間の延長申請書では「道路情報表示装置板の製作者に、納期の確認をしたところ年度末に注文が集中し、製作に 3 ヶ月余りの日数を要することが判明したため、工期内完成が困難になった」旨の延長理由が記されているが、当該理由は契約業者の責任に帰することができない理由とは言い難く、道路情報表示装置板の製作者の製作遅延はその理由とはならない。</p>	<p>平成 24 年 3 月 27 日に、指摘を踏まえ、より慎重に延長承認の可否を判断するよう各土木事務所に文書で周知しました。</p>

<p>岐阜県は、当該工事の延長が天災その他契約業者の責に帰することのできない理由に基づくものではなかったことから、契約の履行期間延長を認めてはならず、工期が当初の 3 月 8 日～3 月 20 日から 3 月 8 日～6 月 30 日まで 102 日間延長にされたことに伴い、履行遅延に対する違約金を納付させる必要があった。</p>	
<p>【買収済み未供用の用地管理】</p> <p>未供用の用地については、明文化された定期的なパトロールの実施規程が存在しておらず、また、防草シートの施行あるいは、通行止めのパイロンの設置等の明確なルールが存在しない。</p> <p>岐阜県全体の道路建設予算が縮小される中で、事業の進行が長期化している案件も存在し、用地を取得してから供用開始されるまでの期間が数年に渡るものも多数存在する。このような用地に関して、未供用であるとはいえ、岐阜県が取得した資産であることに変わりはなく、その管理を徹底することは当然の義務であると言える。</p> <p>未供用の用地に関しての管理方針を整備し、定期的なパトロールの実施、管理台帳の整備が求められる。</p>	<p>未供用地管理台帳の作成、除草や防草、不要な立ち入り防止措置など未供用地の管理手法、年間 2 回以上の定期パトロールの実施などを定めた「未供用地管理方針」を新たに作成し、平成 24 年 9 月に各土木事務所へ通知しました。</p>
<p>【未登記土地】</p> <p>道路等の工事のために取得した土地について、過去、実質的に土地の譲渡、所有権移転が行われたにもかかわらず、所有権移転登記がなされていない未登記土地が多数存在している。</p> <p>取得した土地は、道路や河川などの用に供されており、未登記であっても各法の制限によりトラブルが生じる可能性は低いですが、岐阜県が取得した土地が、登記簿上は他人名義であることは、資産管理の面から不適切な状況である。</p> <p>このような状況を早期に解消するためには、十分な予算的、人的措置が必要であり、また、</p>	<p>未登記土地については、平成 13 年度から計画的に処理を進めてきたところですが、近年は処理に多くの時間と経費を要する案件が多数残っていることから、現況調査を実施し、処理方針を定め、必要に応じて予算措置及び人的措置をし、効率的な未登記土地の処理を進めていきます。</p>

<p>登記名義人の協力と理解が不可欠である。</p> <p>今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。</p>	
<p>【県管理のトンネルの維持管理】</p> <p>平成 22 年度末で、点検実施トンネル数は、20 本であり、「トンネル簡易保守点検マニュアル」に従った定期点検の頻度で定期点検がなされていない。マニュアル通りの頻度で定期点検を行うべきである。</p> <p>また、「トンネル簡易保守点検マニュアル」に記載の優先順位通りに定期点検が実施されておらず、平成 22 年度末で福島第一トンネル、福島第二トンネル、節谷隧道及び越前トンネルなど優先順位が 50 位以内で未実施のトンネルが 37 トンネルある。優先順位が高順位でありながら未実施のトンネルについては、早急に定期点検を実施すべきである。</p> <p>また、従来型の維持管理（事後保全）によって大規模な対策が必要となる前に、道路や橋梁と同様、トンネルにおいても、損傷が比較的小規模なうちに対策を行う予防保全、すなわちアセットマネジメントの考え方を取り入れることで、将来の投資額の削減や補修箇所の早期発見による安心・安全な交通網が確保されることが期待される。</p> <p>定期的な点検により、新たに変状が確認された場合は、詳細調査を行ったうえで効率的・効果的な対策を行うことが重要であると考えられる。</p> <p>現在は主に矢板工法のトンネルを中心に点検実施を行っているが、最初に NATM 工法により建設されたトンネルについて、現在供用開始から 32 年を経過しようとしている。今後は、NATM 工法のトンネルを含めた定期的な点検を実施し、優先順位を設けたうえで、アセットマネジメントの考え方を徹底していく必要がある。</p>	<p>トンネルの点検については、マニュアルに基づき、優先順位の高い箇所から順次点検を実施中です。NATM工法のトンネル点検は、矢板工法のトンネル点検が終了後実施する予定です。</p> <p>点検結果を踏まえ、効果的なトンネルの維持修繕計画を検討していきます。</p>

2 河川及び砂防事業

結果の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【県土整備部施設台帳管理システムの整備】 「台帳システム」には、道路、河川や砂防えん堤の情報が登録されるが、砂防えん堤についてはすべての施設に関する位置や内容等の情報の入力完了していない。よって、すべての施設の情報を記録している台帳は、依然としてシステム導入前から使用している紙ベースの台帳のみとなっている。さらに、砂防えん堤については「台帳システム」と管理された紙ベースの台帳の内容が一致していないケースも存在した。</p> <p>本来、上記の「台帳システム」を設置した目的は、「台帳システム」上にて、すべての公共施設の管理を行うことで、当該施設の管理を円滑かつ適切に行うことである。</p> <p>そのため、現時点ですべての公共施設を「台帳システム」で管理することは不可能であったとしても、未登録の公共施設の登録計画を策定し、早急にすべての公共施設の登録を行う必要がある。また「台帳システム」の情報更新が適切に行われているかどうかについてもフォローアップし、常に最新情報を把握することによって、公共施設を「台帳システム」上にて、網羅的に管理する必要がある。</p>	<p>【河川課】 新設を実施した場合の台帳システムへの登録体制は既に整備済みです。また、更新作業については、平成 24 年 2 月 27 日から 3 月 1 日に行った河川管理ヒアリングの際に、確実にを行うように各土木事務所に対して周知徹底しました。</p> <p>【砂防課】 平成 24 年 1 月及び 4 月に台帳管理システムへの登録を行うよう各土木事務所へ通知し、同年 7 月末までに各土木事務所において台帳への登録を完了しました。</p>
<p>【砂防パトロール結果記載の網羅性】 「砂防設備等点検チェックリスト」上、標識・標柱等の設置の項目に問題があるものとしてチェックされているものの、対処等のコメントが存在しないケースが数件検出された。</p> <p>当該設備は現場工事中であり、一時的に標識が取り外されていたものであったが、当該事実は、点検担当者の記憶にしかない事項であり、担当者の交代時、もしくは過去にさかのぼって点検時の結果を確認する際には、困難になるおそれがある。</p> <p>「砂防設備等点検チェックリスト」は点検</p>	<p>「砂防設備等点検チェックリスト」で検出された事項及び対応結果について「砂防設備等点検一覧表」に記載できるよう同様式を改定し、平成 24 年 1 月に各土木事務所に示しました。</p>

<p>時における担当者の確認内容の均一化を図るものであり、チェックリストで検出された事項については、その状況や対処等が、記録されている必要がある。なお、結果については、上席者へ回覧されているが、上記のような状況について、特に指摘はなかったようである。</p> <p>今後は、点検結果を、書面で明確に把握できるように記録を残すとともに、上席者への回覧の実効性も高めるよう改善が必要である。</p>	
<p>【河川パトロール】</p> <p>ある土木事務所では、巡視計画を策定しているにもかかわらず、当初の計画通り実施できていなかったが、その理由等について検証されないまま完了しているケースが見受けられた。また、別の土木事務所では、河川巡視を実施すると担当者が事務所から不在となり業務も滞るため、巡視を行っていないケースも検出された。</p> <p>これは、河川巡視年間計画については県庁の河川担当への報告事項となっているが、河川巡視結果については県庁への報告事項となっておらず、各土木事務所所長報告事項となっている結果、計画が十分に達成されていない状況となっていると考えられる。</p> <p>本来、河川巡視規程の作成された趣旨は、河川管理の一環として河川巡視を定期的に行うことにより、違法行為、河川管理施設等の異常な事態の発生、水質・水量その他河川環境の異常な事態などを早期に発見することにある。これにより岐阜県内の河川の持つ機能が最大限発揮され、河川の安全性の確保と良好な河川環境の保全に繋がる。しかし、現在の組織体制及び巡視体制に対するモニタリング機能が十分に機能していないため、本来の目的を充分果たしていない状況といえる。</p> <p>河川巡視を実効性あるものとするため、組織体制のあり方を検討し、また結果を県庁への報告事項とする必要がある。</p>	<p>河川巡視の計画作成及び河川巡視実施結果について、河川課への報告事項としました。</p> <p>また、平成 24 年 4 月 20 日に文書にて各々の巡視目的を満足できるのであれば、県管理道路と並行区間においては道路パトロールと、山間地域河川においては砂防パトロールと兼ねる計画も可とする旨を各土木事務所に通知しております。</p>

<p>【堤防除草委託工事】</p> <p>堤防除草委託契約について、市町村との随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、「契約の性質または目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき」として、主に以下の理由により、随意契約をするとしている。</p> <p>【随意契約理由】</p> <p>(ア) 地域に密着する行政団体に委託することにより、住民が積極的に参加し、住民自ら堤防及び河川の維持管理を行うことで、河川への愛着心が向上し、適切かつ適正な保全を実施することができ、住民の連帯意識向上等も期待できる。</p> <p>(イ) 長年にわたる清掃・除草作業を通じて、堤防の状況を熟知している。</p> <p>(ウ) 諸経費が含まれず、直接費のみであるため、安価にできる。</p> <p>これに対し、岐阜県から市町へ委託したのうち、市町から一般事業会社へ委託している件数が 12 件、また、除草工事の実施先が不明である件数が 2 件ある。これは、【随意契約理由】(ア)とは整合していない。</p> <p>また、【随意契約理由】(イ)については、除草にあたっての作業内容としてノウハウが求められるとは考えにくい。</p> <p>さらに、【随意契約理由】(ウ)については、安価であれば競争入札を選択することも考えられる。</p> <p>以上より、当該随意契約については、その理由が不明瞭であることから、今後の契約方法選定にあたって見直すことが望まれる。</p>	<p>平成 24 年度堤防除草委託業務は、各土木事務所における管内の一級河川の堤防は市町村道と兼用しており、交通規制など住民生活への影響を最小限にとどめ、市町村道と一体で堤防除草を行う必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により適切な随意契約理由で各市町と契約済みです。</p>
--	---

4 契約事務及び事業評価

結果の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【契約変更手続の形骸化】</p> <p>真にやむを得ない事情により建設工事契約変更の必要が生じた場合、変更事務処理要領第 8 によれば、軽微な変更を除き、指名委員</p>	<p>平成 24 年 3 月 2 日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>

<p>会諮問または指名委員会報告の必要がある。 なお、当初設計金額が3億円以上の場合は、これに加えて本庁部会報告も必要となる。</p> <p>しかしながら、軽微な変更でなく、緊急を要する変更事項でないにもかかわらず施工業者への直接的な指示書ないしは協議書によって事実上の設計変更をしており、工事契約期間終了直前に一括して契約変更手続を実施している事実が散見された。</p> <p>指名委員会への報告及び諮問にかけた段階では、すでに変更後の設計に基づき工事が開始されており、事実上、変更を覆すことができない状態となっている。</p> <p>前述のとおり、一旦締結した契約を変更することは例外的なものと位置付けられているため、例外を認めるためには指名委員会への報告ないし諮問を実施するよう義務付けられているものであり、それが形骸化することにより、安易な契約変更を乱立するおそれがある。</p> <p>従って、変更事務処理要領で報告ないし諮問の実施を定めた趣旨を踏まえ、正確な運用を徹底する必要がある。</p>	
<p>【様式1「変更契約報告書」の記載不備】</p> <p>建設工事契約において、当初請負額の10%以上30%未満、または500万円以上3,000万円未満の増額変更を行う場合は、様式1「変更契約報告書」により各発注機関の指名委員会への報告が必須とされている。当該「変更契約報告書」には、「委員会意見」欄が設けられているものの、問題がない場合は何の記載もしていないケースが見受けられた。「変更契約報告書」の別紙に決裁印は押印されているが、当該別紙と「変更契約報告書」は一括して保管されておらず、一見すると指名委員会への報告が適切になされているか否かを判断することができない状態にあった。</p> <p>指名委員会への報告は、「建設工事変更事務処理要領」第8(1)により定められているものであり、それが適切になされているか否か</p>	<p>平成24年3月2日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>

<p>を文書として残すことは建設工事変更事務処理上、重要である。「変更契約報告書」を見れば、報告の手続きが完了していることが明瞭になるよう、所定項目についてはすべて漏れなく必要事項を記載するよう徹底すべきである。</p>	
<p>【指名委員会への報告漏れ】 変更事務処理要領第8(1)において、設計変更による増加額が当初請負額の10%以上30%未満、またはその金額が500万円以上3,000万円未満の変更契約を行おうとする場合は、その変更契約締結前に決められた様式により各発注機関の指名委員会に報告するものとされている。しかし、設計変更による増加額が当初請負額の500万以上の変更であるにもかかわらず、指名委員会への報告がなされていないケースが存在した。 変更事務処理要領に基づいた指名委員会への報告を失念することは、500万円以上という高額な増額変更について分離発注の可否の検討や、設計変更の経緯や理由を明らかにする重要な機会を失うことになる。 変更事務処理要領の正確な運用を徹底する必要がある。</p>	<p>平成24年3月2日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>
<p>【委託業務契約に係る変更事務処理要領の不存在】 建設工事契約に係る変更事務処理については「建設工事変更事務処理要領」（平成19年6月1日施行）が存在するが、委託業務契約に係る変更事務処理については、何ら規程や要領が存在しない。 このため、建設工事契約においては、軽微な変更以外の契約変更が発生した場合には、指名委員会への報告もしくは審議や変更契約の締結等が必要となるが、委託業務契約については、これらの手続は不要となっており、実際に、当該手続を経ずして軽微変更以外の変更契約を締結しているケースが見受けられた。</p>	<p>委託業務に関する変更事務処理要領を整備するため準備作業中です。</p>

<p>なお、所内規程として指名委員会への報告を義務付けている事務所も存在する。</p> <p>県予算を用いて、一定の業務を遂行しているという意味では、建設工事契約も委託業務契約も同種であるにもかかわらず、必要な事務処理手続が異なるのは公平な取扱いではない。委託業務契約についても早急に変更事務処理要領を整備すべきである。</p> <p>なお、所内規程としての整備は事務所ごとに手続きに格差が生じるため、採用すべきではなく、県として統一した方法を整備する必要がある。</p>	
<p>【様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」の形式不備】</p> <p>契約の発注機関である土木及び農林事務所での事務処理の統一化及び正確性を担保するため、変更事務処理要領第8(1)に示される様式1「変更契約報告書」と(2)で示される様式2「変更契約審議書」は、重要な様式であると考えられる。</p> <p>事務の適正化及び合理化を図るという当該要領の目的を達成するためには、事務で使用する様式が適切なものでなければ困難である。したがって、改善すべき事項を以下に記載する。</p> <p>i. 指名委員会の押印欄不備 様式に押印欄を設ける等、適切な様式への改善が不可欠である。</p> <p>ii. 指名委員会の開催日欄不備 様式に委員会の開催日欄を設ける等、適切な様式の改善が不可欠である。</p> <p>iii. 審議欄及び審議内容の不十分 様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」は、ほぼ同一様式であるため、様式2には審議内容を記載する十分な欄が用意されていない。</p> <p>また、ある事務所では別紙で審議記録を記載するようにしているが、「上記工事の変更契約(30%超増額)の適否について審議し、やむを得ないものとして承認した。」と記載が</p>	<p>平成24年5月18日に建設工事変更事務処理要領を改正し、必要事項を十分記載できるよう様式を見直しました。</p>

<p>あるのみで、審議内容を全く記載していない。</p> <p>このような運用では、指名委員会で適切な審議が行われたことを関係者に示すことは困難であり、それ以降に締結する変更契約の妥当性に疑念を生じさせる。したがって、適切な様式へ改善するとともに、指名委員会は審議内容を十分記載するよう徹底する必要がある。</p>	
---	--

平成 23 年度包括外部監査の意見に基づき講じた措置

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

1 道路事業

意見の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【舗装アセットマネジメントにおける MCI（維持管理指数）の利用】</p> <p>仮想値ではあるが、平成 22 年度末において仮想 MCI 値が 3.0 以下と判定された区間は合計 203.0km と、平成 16・17 年度調査時点比較で 3.5 倍超となっており、その区間は全体の 7.5%となっている。</p> <p>仮想 MCI 値が 3.0 以下と判定された 203.0km の中には、平成 16・17 年度調査時点に MCI 値が 3.0 以下と判定された区間合計 21.9km が含まれていた。この区間に関しては、修繕の経歴が無いのか、あるいは、情報が更新されていないのか不明であった。</p> <p>道路施設の劣化は、経過年数とともに加速度的に進展し、早期に予防的な対策を行った方が、維持管理を先送りしてそのまま放置するよりもトータルコストが安くなる、というのが一般的なアセットマネジメントの見解であり、岐阜県の目指すところである。</p> <p>したがって、舗装アセットマネジメントの取り組み方針を再度検討し、道路施設が現在どのような状態にあり、いかなる対策を行うことでいかなる効果があるか、あるいは放置するとどれだけ劣化するかなど、より具体的な調査と検討を行ったうえで、今後の「舗装最適化計画」を実施することが重要な課題であると思われる。</p>	<p>平成 24 年度 9 月末を目処にアセットマネジメントの考え方にリスク評価を考慮した「社会資本メンテナンスプラン」を策定し、策定後は、この計画に基づき実施します。</p> <p>平成 24 年度末までに新たな舗装 MCI 値を調査し、「社会資本メンテナンスプラン」に活かしていきます。</p>
<p>【道路建設事業における休止箇所と取得済み未供用用地の評価差額】</p> <p>休止事業においては、用地を取得したのみ、あるいは用地を取得し工事を一部着工したのみで、供用開始がなされていない部分もあり、当該部分については、投資に見合う事業の効</p>	<p>継続箇所の早期完成に努めるとともに、休止箇所の優先順位を定め投資効果の高いものから順次再開します。平成 24 年 4 月時点での休止の 6 箇所のうち 2 箇所については今年度再開します。また、県単事業についても今後再開に向け</p>

<p>果が期待できない。</p> <p>岐阜県の道路建設予算が削減される中で、過年度に開始した事業のすべてを継続的に行うことが困難となった結果、選択と集中の考え方にに基づき休止箇所の選定を行っている。</p> <p>当該休止箇所について、事業開始時点ではもちろん、将来供用開始されることによって投資の効果の発現が期待されるものであったと推測されるが、休止が長引けば先行して買収した用地は投資の効果が保留されたままの状況が続くこととなり、また、将来的な環境変化により工事が将来完了した時点で、当初予定した投資効果があげられるかに不確実性が介在することとなる。</p> <p>近年の日本における過剰な社会資本整備予算の削減により、地元要望が強い箇所等においても一時休止せざるを得ない岐阜県の厳しい財政状況に鑑み、過去の過大投資が原因かどうかも含め、今一度、休止事業の考え方を再整理し、他の事業との関係（便益、投資額等）をより精査した上で、事業継続の有無まで踏み込んだ検討をすることが望ましいと考える。</p> <p>さらに、県の単費事業において、一時休止（平成 22 年度において工事を進めない箇所）を調査した結果、岐阜県全体で 51 箇所あり、その総事業費は 300 億円超規模となっている。平成 21 年度末まで 170 億円が費やされており、この中には、一部共用開始されている箇所も存在するが、予算の都合上平成 22 年度において一時休止とされ、全体工区の完成が将来に先送りにされた状態となっている。残事業費はおよそ 134 億円を見込んでいる。</p> <p>公共事業と同様、県の単費事業においても、一時休止箇所の再開のための予算の確保が今後の重要な課題である。</p>	<p>て検討していきます。</p>
<p>【ユニットプライス型積算方式の導入と今後の課題】</p> <p>今後、岐阜県が「ユニットプライス型積算方式」を導入する場合には、試行を重ねた上</p>	<p>施工パッケージ型積算方式に関する情報収集を行なっています。</p>

<p>で、導入による効果の試算、課題と問題点の整理、あるいはその解決策の検討を発注事務所と県庁本課が共同して進めていくとともに、研究会を開催し議論を重ねて慎重に検討していくことが望まれる。</p> <p>なお、平成 24 年 2 月 15 日に国土交通省より「ユニットプライス型積算方式」に替わる新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式（仮称）」が公表され、平成 24 年 10 月 1 日以降に入札を行う国土交通省発注の土木工事より、「施工パッケージ単価」を用いた積算方式の試行を開始することが決定された。この「施工パッケージ型積算方式（仮称）」は、積算の効率化と「ユニットプライス型積算方式」の問題点を改良した積算方式とのことではあるが、合わせて今後の議論や研究の対象として検討していく必要がある。</p>	
<p>【土地鑑定手続】</p> <p>第三者の独立した立場で専門的能力のある不動産鑑定業者に鑑定評価を求めることは、鑑定評価の客観性、独立性を高めるため大きな意義があり、それを遂行していくべきであると考え。</p> <p>一方、例えば、取得する土地の価格が安価で鑑定評価に要する費用がそれを上回る場合など、すべての鑑定評価を外部に依頼することは、コスト的に不合理な面も生じる。</p> <p>そこで、評価の客観性、独立性を保持しつつ、経済的合理性を加味した基準を作る必要がある。例えば、同一事業において取得する土地の補償額の総額が、鑑定評価に要する費用に満たない場合は、不動産鑑定士に鑑定を依頼しないということが考えられる。</p>	<p>公金の支出を伴う公共用地の取得に必要な土地評価については、客観的価値によるべきであるとともに、公共用地の取得が取引事例として今後の土地評価に影響を及ぼすため、より厳格に実施する必要があります。</p> <p>このため、適正な補償を目的として定められている「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」において、不動産鑑定業者に土地の鑑定評価を依頼することとなっており、本県を含めた都道府県も国に準じて実施しています。</p> <p>よって、土地の補償額が鑑定評価に要する費用に満たない場合であっても、適正な補償を行うためには、国及び県の基準のとおり第三者の独立した立場で専門的能力のある不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼します。</p>
<p>【橋梁の耐震対策と定期点検】</p> <p>耐震対策について、緊急輸送道路上の橋梁で未対策のものが 100 橋ある。また、緊急輸</p>	<p>耐震対策については、緊急輸送道路を優先して、計画的に実施中です。また、緊急輸送道路以外の橋梁についても、被</p>

<p>送道路以外の橋梁で未対策のものが215橋ある。緊急輸送道路上の橋梁並びに、緊急輸送道路以外の橋梁についても倒壊による被害が予想されるものについては早急に対策を講ずるべきである。</p> <p>また、定期点検に関して竣工後15年程度経過後に初回の定期点検を行うことになっており竣工後15年未満の橋梁については定期点検を行っていない。これは、岐阜県橋梁修繕検討委員会の場で専門家の意見等を受け、劣化が早いと想定される塗装部分が15年程度で補修時期に来ることを根拠としているものである。しかし、事故や震災等通常の原因によらない劣化も想定されることから、橋梁ごとの状況に応じて竣工後15年未満の橋梁についても必要がある場合には15年を待たずに定期点検の開始を検討することが望ましい。</p>	<p>災した場合に孤立することが予想される集落に通じる道路や交通量の多い道路の耐震対策を計画的に実施しています。</p> <p>定期点検については、蓄積された点検結果や補修履歴により劣化予測の精度向上を図り、竣工後15年未満の橋梁の定期点検の必要性について検討していきます。</p>
<p>【徳山ダム上流域公有地化】</p> <p>平成18年度以降の買収状況を鑑みると、今後も、徳山ダム上流域の山林（ダム建設事業用地、国有地等を除く）をすべて公有地化するには長期の年月がかかると推測される。しかし、長期の間に、自然環境は変化を遂げ、地権者も世代が変わっていつてしまう可能性があり、公有地化事業の目的を達成するために、長期の年月を要するのは望ましくない。</p> <p>そこで、徳山ダム上流域の山林（ダム建設事業用地、国有地等を除く）のすべての公有地化を達成する以外にも、公有地化の目的、効果を達成できる他の手段を代替的に活用するなどの対策を施すことが望ましい。</p>	<p>公有地化事業の目的、効果を確実に達成するためには、全ての対象用地を取得することが必要であることから、まずは完全取得に向けて、今後も未取得地の地権者との交渉等を進めていきます。</p> <p>本年6月議会には、約37.2haの取得議案を提案予定であり、これにより進捗率は76.43%となります。</p> <p>また、水資源機構の事業用地と公有地化事業用地が混在する筆について、取り組みを進めるよう、県、水資源機構、揖斐川町による三者会議を開催（23年8月、24年2月）して、水資源機構に対し強く働きかけを行っていたところ、今年度より水資源機構は地権者の同意を得られるよう、交渉を再開しました。</p>

2 河川及び砂防事業

意見の内容	左記に基づき講じた措置
【砂防事業における事業計画策定までの事業決定プロセス】	土砂災害警戒区域等内における保全対象の立地状況を考慮し、事業箇所の優

<p>社会資本整備総合交付金を申請するために作成する、『社会資本総合整備計画』を検証したところ、当該計画に記載されている実施予定事業の必要性については、別途書類により整備がなされていた。</p> <p>一方、実施が見送られた地域について、実施予定の事業に比べて優先順位が低いということが判断できる書類は整備されていなかった。</p> <p>ハード事業は、特定地域において行われる事業であることから、特定の地域住民に対してのみ利益を享受することができる事業である。つまり、事業を見送られた地域の住民と、事業を実施した地域の住民との間には、県から享受する利益に差があることになる。</p> <p>しかし、ハード事業は財政難から事業費が減少しており、限られた箇所ではしか実施することができない現状もある。</p> <p>そこで、今後事業箇所を決定するにあたっては、事業の必要性を数値、ランク等により定量化し、優先順位をさらに明確化することが必要である。</p>	<p>先順位を以下の観点により整理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域に保全対象が存在 ・災害時要援護者関連施設の重要施設（24時間滞在施設）が存在 ・災害時要援護者関連施設、避難所、防災拠点が存在 ・緊急輸送路に加え災害時要援護者関連施設や避難所等が存在
<p>【警戒区域等指定の進捗状況】</p> <p>県全体で基礎調査の完了割合は 57.5%と 6割程度である一方、区域指定については 32.0%と土砂災害防止法が平成 13 年に施行されているにもかかわらず、依然低い水準である。特に、下呂土木事務所、岐阜土木事務所、高山土木事務所及び揖斐土木事務所は、岐阜県全体の平均を大きく下回っている。</p> <p>この区域指定は、岐阜県における『八山系砂防総合整備計画』において、「ハード対策中心」であった従来の施策から、「安全な場所への避難」という新たな施策を実施するうえで重要な「危険箇所の明確化・周知」「土砂災害に対する警戒避難体制の整備」につながる重要な事業である。よって、計画では、平成 25 年度までに完了するとしているが、近年の災害による影響を考えた場合、計画以上に早く区域指定を完了し、警戒区域及び特別</p>	<p>土砂災害警戒区域等の指定については、平成 24 年 3 月 31 日現在、指定予定箇所 14,746 箇所のうち、5,289 箇所（35.9%）の指定を行っています。</p> <p>今後は、土石流及び急傾斜地崩壊に係る区域指定については平成 25 年度まで、地すべりに係る区域指定については平成 26 年度までの指定完了を目指し、早期の指定に努めます。</p>

<p>警戒区域に対するソフト対策の整備を進めることが望まれる。</p>	
<p>【河川台帳の整備の必要性】 岐阜県では、国から一級河川の管理を受託しているが、河川台帳については、国土交通省側で作成が完了していないことを理由として国から一級河川に関する河川台帳の入手は行われていない。 このため、同法第 12 条第 3 項において、「河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない」と規定されているが、現状ではこの遂行は困難な状況にある。 一級河川の管理を岐阜県が受託している以上、その一義的な台帳の作成義務は国土交通省にあるとしても、県として国土交通省への継続的かつ台帳の早急な作成の働きかけを行う必要がある。</p>	<p>平成 24 年 2 月総務省は、国土交通省に対し「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を行い、河川現況台帳について、適正な整備をする旨の所見を示しました。これを受けて国土交通省から県に台帳の調製に必要な資料の提供の依頼があり、県としては、これを機として台帳の早期作成に向けた資料の提供を行っていきます。</p>
<p>【砂防施設の維持管理】 岐阜県内にある砂防施設の数是非常に多く、現在の各土木事務所の職員数では、すべての砂防施設を短期間に検証することは非常に困難である。 一般的にコンクリートの耐用年数が 50 年～100 年と言われていることから、一定年数を経過した砂防施設から順次維持管理の対象としていくという考え方をもとに、砂防施設の維持管理が進められることが望まれる。 具体的には、第一に、砂防施設の建設時期を特定し、砂防施設にかかる台帳システムの整備を行う。そして、砂防施設を建設時期に応じて一定の年代別に分類を行い、建設時期の古いカテゴリーの砂防施設から維持管理を行うことにより、網羅的な検証を行うことが望まれる。</p>	<p>台帳システムのデータ入力については、平成 24 年 7 月末までに完了しました。 今後、このデータを基に、パトロール方針・計画の策定を行います。</p>
<p>【砂防パトロールの効用及び網羅性】 岐阜県は、県民の生命・財産を土砂災害から守るという砂防法の本来の目的及び効用を最大限に発揮し、かつ砂防指定地への巡視を行い違反行為等の防止・発見を効果的かつ網</p>	<p>台帳システムのデータ入力については、平成 24 年 7 月末までに完了しており、これを基に、パトロール方針・計画の策定を行います。 また、平成 24 年 1 月に、「砂防設備</p>

<p>羅的に実施する必要がある。</p> <p>すべての土木事務所で「砂防指定地台帳」や「土砂災害危険区域図」、「管内図」、「砂防設備台帳」または「台帳システム」を活用して砂防設備の点検がなされているが、計画の前提となるべき砂防施設の一覧表が存在しないため、網羅的なパトロールが実施できているか確認することが困難であった。</p> <p>各土木事務所においては、巡視すべき砂防施設を一覧化するため早期に「台帳システム」へすべての施設の登録を完了し、各箇所の危険性などを考慮したうえで、優先度をつけた巡視を実施することが望まれる。</p> <p>また、「砂防設備等点検一覧表」、「点検個表」によって、過去にいつ、どの場所の巡視を行ったか確認ができるが、全設備の点検履歴が総括的に確認することができる記録媒体が存在しなかった。今後、巡視漏れの防止及びローテーションなどによる管理のためにも、いつ、どの場所で巡視を行ったか明確となる資料を作成することが望まれる。</p>	<p>等点検一覧表」に点検履歴を記載できるよう改定した様式を各土木事務所に示しました。</p>
<p>【砂防パトロールの発見事項の管理】</p> <p>岐阜県内各土木事務所にて、砂防のパトロールを定期的に行っている。これらの砂防パトロールで発見された事項について、その後、修理等が行われたかどうかなど発見事項をフォローする資料が整備されていなかった。</p> <p>砂防パトロールは、その準備から実施まで、毎回多くの時間をかけて実施していることから、その結果発見された事項については、重要な情報として適切に収集し対処していくことが、実効性のある砂防パトロールになると考えられる。</p> <p>具体的には、パトロール実施後、発見した異常事項について、異常事項を一覧できるような資料を作成し情報を集約する。その後、当該資料をもとに修繕等の対応が必要か、それとも今後様子を見るか等対応を検討し、対応結果を記録していくことが考えられる。</p>	<p>「砂防設備等点検チェックリスト」で検出された事項及び対応結果について「砂防設備等点検一覧表」に記載できるよう同様式を改定し、平成 24 年 1 月に各土木事務所に示しました。</p>

<p>【砂防法関連不適正事案】</p> <p>岐阜県は、不適正事案に対する抑止を図ることを目的として、ホームページにおいて不適正事案を公表しており、この行為には一定の効果が認められると考えられる。</p> <p>一方、公表されている【行政処分事案】では、行政処分発令日より相当の期間が経過しているが、その進捗状況が不明である。また、行政処分発令日より長期化していることから、県民等に厳格な措置が早急に行われていないと捉えられ、行政処分という重大な事実を軽視されてしまう可能性も考えられる。</p> <p>よって、今後は不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。</p>	<p>行為者に対しては、復旧措置を完了するよう指導していくとともに、その進捗状況について時系列で整理し、ホームページで公表しました。</p>
<p>【下呂土木事務所における契約】</p> <p>監査対象とした工事において、(2)土砂災害危険箇所緊急対策事業及び(3)河川維持修繕については、最終契約時の工事量が当初の工事量から著しく増加している。この要因は、契約に際して工事場所の実態を確認したところ、当初設計時よりも工事量の増加が必要であると判断したためとのことであった。しかし、当該契約を各工事にて検討すると、各工事金額は当初設計金額と比較し著しく変動しており、設計金額の見積に実態が反映されていないのではないかという疑念がある。</p> <p>工事金額の設計は、適正な入札の実施にあたって重要な業務であることから、今後は設計時には実態をより正確に把握したうえで、精緻な設計をすることが望まれる。</p> <p>また、上記の工事の場合は、3工事の合計の変更率は25.1%であるため、契約変更に際して、定められた変更手続きに従い、指名委員会への報告がなされている。しかし、仮に、この(2)(3)の工事が単独で発注された場合</p>	<p>平成24年3月2日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。</p>

<p>は、指名委員会へ諮り、指名委員会が適否を決定する必要がある変更率の範疇にある。</p> <p>現在の契約変更の手続きは、契約単位ごとの変更率に基づき、手続き方法の選択が定められているため、複数の工事が一括発注された場合も、合計の変更率で必要となる変更手続きは実施されている。</p> <p>当初の契約時に、地理的な近接度等の理由により、工事を一括発注することに合理的な理由があることは認められるが、契約の変更に際しては、個々の変更の要否が個別に判断される必要もあると考えられる。特に個々の工事でみた場合と、一括発注された合計で見た場合とで、変更手続きが異なるような場合は、変更に際してより慎重に対応することが望まれる。</p>	
--	--

3 農林事業

意見の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【基盤整備の台帳管理】</p> <p>農道の農村振興GISへの登録は、市町村整備の農道台帳に基づいているため、基幹道路以外の小規模な道路が農道台帳から漏れている場合、GISへの一部の農道の登録ができなため、県は市町村に精緻な台帳整備を求めていくことが望ましい。</p> <p>また、ため池及び農道は、個別型GISに情報入力しているものの、個別型GISは共有データベースを使用せず、各部門で個別に整備・運用されている。そのため、市町村側でGISを閲覧できず、情報共有に改善の余地がある。行政の県・市町村の枠にとらわれない基盤情報の管理のために、県と市町村で情報共有が可能である統合型GISへの移行について、費用対効果を考慮して検討することが望ましい。</p>	<p>平成23年度においては、市町村が現在把握している農道台帳を収集し、県のGISへ登録しました。但し、県統合GISへの移行については、移行すべき情報やその費用について、引続き検討していきます。</p> <p>なお、本年度は、重要構造物である農道橋について、GISへの登録を見込んだ実態調査を行う予定です。</p>
<p>【ため池改修の計画と実績】</p> <p>岐阜県は「ぎふ農業農村整備基本計画」の整備計画は達成したものと判断しているが、</p>	<p>平成23年度は、「ぎふ農業・農村基本計画」における、ため池の整備計画目標（20箇所/5年間(H23～H27)）の達成</p>

<p>改修実績は30箇所、要改修判定を受けたため池は計画時322箇所であるため、全体進捗率は9%程度である。</p> <p>また、最近では予算規模が縮小傾向の中、県民の安全・安心を確保するために、ハード面（ため池整備）だけでなく、ソフト面（ため池防災マップ作成）も重視されている。</p> <p>しかし、当該基本計画（H18～22）にも、ため池防災マップ作成など地域防災体制の強化や、管理者育成を支援し、維持管理の必要性の意識向上がソフト面の方針として挙げられているものの、防災マップ作成目標数の設定等の明確な数値基準はなかった。</p> <p>以上から改善目標数は達成したものの、予算の制約から目標数自体が小さかったこと及びソフト面での数値目標数を設定していないことの2点から、現状の整備状況は不十分と考える。</p> <p>なお、平成23年度から平成27年度までの「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計画では、要改修ため池344箇所に対して、ハード面では「10年間で目標50箇所の改修」、ソフト面では「10年間で目標272箇所の防災マップ策定」を設定し、ハード面又はソフト面の目標のうちどちらかの達成を計画している。予算規模が縮小する中でソフト面においても明確な目標値を取り入れたことは評価できる。今後実施する計画の推移を注視する必要がある。</p>	<p>に向けて、8箇所の整備を完了し、着実に事業の推進を図りました。</p> <p>また、併せてため池防災マップ（5箇所）を作成するなどのソフト対策を実施し、防災、減災対策を進めています。</p> <p>なお、年度目標の30箇所には至らなかったものの、23年度に耐震診断に着手したため池（42箇所）のマップ作成を、今年度を実施する他、「ぎふ農業・農村基本計画」に掲げる目標を前倒して実施しており、防災・減災対策を推進しているところです。</p>
<p>【ため池の要改修判断の検証】</p> <p>県内のため池2,477箇所のうち「定期診断」及び「要請診断」対象となったのは906箇所であるため、残り1,571箇所は診断を実施していない状態である。</p> <p>「県土連による危険診断結果概要」では、「定期診断」も「要請診断」も同じ割合（40%弱）で「診断1」又は「診断2」が判定されている実態がある。</p> <p>このため、診断未実施の1,571箇所に診断が実施されたと仮定すると、過去の判定実績</p>	<p>「ぎふ農業・農村基本計画」の基本理念・方針に沿って県の具体的な行動計画を示した「ぎふ農業農村整備アクションプラン（平成24年3月策定）」においても、「農業用ため池の点検診断を推進する」としており、危険診断を進めています。</p> <p>要請診断により要改修と判定されたため池については、管理専門指導員が、その後の経過観察の要点などの助言指導を徹底し、適切に管理されるよう努め</p>

<p>割合が 40%弱であることから、相当数が要改修の「診断 1」又は「診断 2」として判定される可能性が極めて高いと推測される。</p> <p>要改修と判定されたため池が平成 18 年度では 322 箇所であったのに対し、平成 23 年度（「ぎふ農業・農村基本計画」策定時）には 344 箇所となっている。この 5 年間で 30 箇所の整備が完了したにも関わらず、要改修ため池が増加しているのは、5 年間の危険診断で潜在的に決壊リスク等を有していたため池が顕在化した結果と考えられる。</p> <p>また、過去に「要請診断」で要改修と判定されたため池については、その後、危険診断を実施していない。要改修ため池は決壊リスク等が高いため、「定期診断」対象とする等の措置が望ましい。</p> <p>ため池の管理者は、市町村、水利組合等の農業者の団体、個人であることから、全て県がその管理状況を把握する義務を負うかは議論の余地があるが、しかし、現状の危険診断では県民の安全・安心を守るためのリスク管理として網羅性に欠け不十分である。危険診断の対象外としたため池にも災害時に決壊のおそれがあるため池は一定数存在すると考えられる。そのため、危険診断未了のため池全てについて危険診断を実施するか、代替的方法によって決壊リスク等を洗い出し、整備計画に反映する必要がある。</p>	<p>ております。</p> <p>また危険診断未了のため池についても診断を促進し、崩壊リスク等の把握に取り組み、今後の整備計画策定にあたり検討します。</p> <p>なお、平成 23 年度のため池の危険診断箇所数は 112 箇所、平成 22 年度の実績（52 箇所）を大きく上回り、その推進に努めました。</p>
<p>【ため池耐震性対策】</p> <p>従来、ため池は規模的重要性（提高、貯水量、受益地面積）を重視し、危険診断や監視の対象としていた。今回の耐震対策では、規模的重要性だけでなく、液状化指数を指標に加えて、対象ため池を 51 箇所選定している点では、計画目的に沿った選定を行っているものと考えられる。</p> <p>しかし、耐震性診断調査に選定したため池 51 箇所のうち 9 箇所は、危険診断で「診断 1（早期に改修の必要あり）」と判定したものを対象としており、これについては、県土連</p>	<p>平成 23 年度から、決壊時に被害が甚大となるため池（貯水量 10 万 m³ 以上）の耐震診断を実施しており、今年度は、危険度の判定等のとりまとめを行っているところです。</p> <p>また、県で実施中のため池の耐震診断と併せ、さらに市町村と協力して防災対策を推進するため、被害の規模の大きいため池（貯水量 1 万 m³ 以上等）を対象に、県単ため池防災支援事業により、市町村が行う耐震調査に対する補助を拡充し、他のため池についても必要な調査</p>

<p>による危険診断の網羅性に問題があるため、他に耐震対策の対象となり得るため池が存在する可能性があると考えられる。</p> <p>今後は、今回の調査結果を踏まえ、他のため池調査について検討することが望まれる。</p>	<p>の推進に努めました。</p>
<p>【液状化データベース構築及び防災マップ】</p> <p>岐阜県では、従来から液状化指数に着目し、液状化危険度マップを作成していることはリスク管理上、評価できる。</p> <p>しかし、県域統合型 GIS 上の液状化危険度マップは、約 500m 四方の解析単位で作成されているが、この単位では県内の広域的な震災被害を推定、評価するには効果的であると思われるが、市町村レベルを対象とした防災情報としては不十分な状況である。</p> <p>例えば、平成 23 年度からため池の耐震診断計画では、防災マップ作成も目標となっており、ため池決壊時の防災マップを適切に作成するためには、地震の被害に影響を及ぼす地形、地盤条件等の詳細な情報を入手することが望ましい。少なくともため池周辺の地域では液状化危険度は約 250m 四方の解析単位での分析を実施し、防災マップ作成の基礎資料とすることが望ましい。また、調査結果を県域統合型 GIS に反映し、ため池管理者である市町村等へ危険度を周知することで、市町村等からのため池整備を促すことも有用と考える。</p>	<p>平成 23 年度から今年度にかけて、県防災課において液状化危険度マップを見直し、250m 四方での整備作業を行っております。</p> <p>このマップは年度内に公表を予定しており、市町村等においても活用できる防災情報となります。</p>
<p>【地震発生時のため池点検報告】</p> <p>岐阜県地方気象台発表の「岐阜県の気象・地震概況」によると、平成 22 年 10 月から平成 23 年 10 月までに発生した地震で震度 4 以上を記録したのは以下の 3 回であった。</p> <p>3 月 11 日に海津市で震度 4 を記録した地震は、海津市では対象となるため池がないため、緊急点検の対象とはならない。また、3 月 16 日に下呂市で震度 4 を記録した地震も同様に対象となるため池はない。</p> <p>2 月 27 日に高山市、飛騨市、中津川市で震</p>	<p>平成 23 年 12 月 14 日に中津川市、恵那市、瑞穂市、郡上市の各市の一部において、震度 4 を記録する地震があり、緊急点検対象となるため池が 8 箇所ありましたが、全件、緊急点検を行い、点検体制は有効に機能しています。</p> <p>また今後も適正に実施できるよう、県、市町村、管理者の点検体制の維持に努めます。</p>

<p>度 4 を記録した地震時には、震度 4 以上で緊急点検対象となるため池が 5 件あったが、全件、緊急点検が行われているため、点検体制は有効に機能している。</p> <p>岐阜県では震度 4 以上を記録する地震は稀であると考えるが、東日本大震災でのため池決壊を踏まえ、東海地震・東南海地震に備えるため、有効な点検体制の維持は重要課題である。</p>	
<p>【ため池ハザードマップ（防災マップ）の迅速な作成と住民への周知】</p> <p>ため池については、診断により危険と認識され、災害時には決壊するおそれがあると予測されているものもある。本来であれば、決壊を防ぐ工事を危険と認識された全てのため池について実施できれば良いが、ため池所有者に工事費用の一部を負担してもらう必要があることや県や市町村の予算の関係で難しい面もある。したがって、ため池が決壊した場合のハザードマップ（防災マップ）を作成し、住民に周知することは最低限の責務である。</p> <p>「有珠山火山防災マップ」の例にあるように、ハザードマップ（防災マップ）を作成し、それが住民に周知されていたことで、甚大な被害が発生したにも関わらず、一人の死傷者も出さずに済んだという事例がある。管理責任者である市町村等において作成が進まないのであれば、管理責任は無くとも、県が主導して作成することを検討する必要がある。</p> <p>岐阜県では、平成 23 年度から平成 27 年度までの「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計画において 10 年間で要改修ため池 344 箇所のうち、272 箇所のハザードマップ（防災マップ）を作成することを目標に掲げた。これについて、一定の評価はできるものの、10 年間という目標はやや長期に渡り過ぎる感は否めない。住民の安全を守るという見地に立ち、迅速に作成することを検討していただきたい。また、ハザードマップ（防災マップ）は住民に周知されて初めて、被害の抑制</p>	<p>平成 23 年度は、ため池防災マップの作成数が 5 箇所と、年度目標の 30 箇所には至らなかったものの、23 年度に耐震診断に着手したため池（42 箇所）のマップ作成を、今年度を実施する他、「ぎふ農業・農村基本計画」に掲げる目標を前倒しして実施しており、防災・減災対策を推進しているところです。</p> <p>また作成した防災マップについては、市町村、自治会、避難場所等へ配布するなどし、住民に広く周知されるよう努めています。</p>

<p>に効果を発揮するため、これまでと同様に、住民に広く周知していただきたい。</p>	
<p>【治山事業施設の管理】</p> <p>治山施設は県下で数万箇所存在し、全てを点検することは物理的に難しいものの、治山施設の管理責任が岐阜県にあることから、管理責任を履行するため、「治山事業施行地管理事務要領」第5条から第8条の規定のある管理事務を適切に実施することが必要である。</p> <p>「治山事業施行地管理事務要領」は、県の管理事務について記載しているが、範囲及び内容について明確にした詳細な管理マニュアルの作成が望ましい。</p> <p>例えば、危険度に応じたパトロール実施記録の作成、管理台帳である治山GISの定期的なメンテナンス、災害後の状況報告ルール作成等の維持管理方針を明確にし、管理責任を履行していることを第三者に疎明することが望ましい。</p> <p>現状、治山施設の不備に伴い、訴訟及びクレームがあった事例は存在しないとのことであるが、県のリスク管理の一環だけでなく、効率的な治山施設管理の面からも、マニュアルを整備することが望ましい。</p> <p>なお、岐阜県では、治山施設管理の重要性から、管理マニュアルを作成する動きもある。有効かつ効率的な管理マニュアルの作成が望まれる。</p>	<p>「治山事業施行地管理事務要領」を平成24年1月24日に一部改正し、管理マニュアルに相当する「治山施設点検実施要領」及び「治山施設点検実施要領の取扱い」を制定しました。</p>
<p>【治山施設点検検証】</p> <p>施設点検は、住民の安全・安心に直結する業務であるため、緊急雇用対策の一環とはいえ、県主導の下、一斉点検が実施されたのは評価できる。しかし、点検結果は県に報告されているが、現在、県担当者が点検結果を確認している段階であり、所有者には報告されていない。</p> <p>点検結果はランク付けされており、緊急に修繕が必要な治山施設も認識されている。当</p>	<p>1 点検結果の提供</p> <p>平成24年度の市町村に対する担当者会議(平成24年4月27日~5月11日)で情報提供しました。地域及び所有者に対しては、現地職員による点検結果終了後提供を予定しています。</p> <p>2 点検の実施内容等運用面の明確化</p> <p>緊急雇用での点検結果を含め、平成24年1月24日に制定した「治山施設点検実施要領」及び「治山施設点検実施要領</p>

<p>該情報は近隣住民にとって有用であるため、速やかに情報を提供することが望ましい。また、情報提供することで県との認識の共有を図ることは、市町村等や所有者から修繕の要望を促す効果もあると考えられる。</p> <p>さらに、点検結果が県によって適時適切に確認されるように、実施内容及び報告時期等の運用面について明確にすることが望ましい。</p> <p>現地機関担当者は現地調査等を踏まえ、再評価後の結果をGISに入力している。</p> <p>緊急に修繕が必要な治山施設としてSランクとされた施設37件について、現地機関の対応を確認した結果、下記事項が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8件が現地機関の確認が未了であった。早急な確認が望ましい。 ・10件が修繕済み又は修繕計画があった。 ・15件が確認の結果、実際はAランク以下の施設であった。 ・4件が「練石積谷止のため他所管施設」としていた。所管部署を確認する等の必要な対応が望ましい。 <p>また、治山施設に対して一斉点検業務を実施しているが、あくまで雇用対策の一環である。そのため、緊急雇用対策にかかる点検業務は平成23年度に完了するため、その後の点検業務の方向性が不透明である。</p> <p>治山施設の管理責任は岐阜県が有しているため、責任履行の一環として定期的な点検業務を行うことが望ましい。</p>	<p>の取扱い」に基づき運用しています。</p> <p>3 現地職員による確認進捗状況 確認未了であった8箇所については、本年6月をもって確認を完了しました。(S2箇所、A1箇所、B5箇所)</p> <p>4 他所管施設への対応状況 他所管施設としていた4箇所は、現地で施設管理者を特定する方法が無く、県土木・国機関等に照会しましたが該当無しとの結果で、特定不可能なので不明施設として扱い、現地再確認は実施しないこととします。</p> <p>5 定期的な点検 平成24年度から県下全域で定期点検を開始しました。</p>
--	---

4 契約事務及び事業評価

意見の内容	左記に基づき講じた措置
<p>【軽微変更に伴う累積的影響の把握】</p> <p>当初設計金額が3億円未満の場合の契約変更事務において変更事由が発生した際、それが軽微な変更であっても、累積された変更内容が軽微と認められない場合は、指名委員会への報告ないし諮問を要することとされてい</p>	<p>平成24年5月18日に建設工事変更事務処理要領を改正し、変更増減額を把握するための様式を定めました。</p>

<p>る。</p> <p>しかしながら、その累積的影響額を専用の書式により管理していない現地機関が見受けられた。これでは、仮に累積的影響によって軽微ではない変更が生じていたとしても、累積的影響額の確認漏れにより所定の手続きを経ずに変更設計及び変更契約を締結してしまうおそれがある。</p> <p>すべての現地機関において、契約金額に係る累積的増減額及び累積的増減率を計算する「変更額増減見込表」等の専用の管理資料を作成し、意識的に変更の程度を管理することが望ましい。</p>	
<p>【設計変更の考え方】</p> <p>道路建設工事において、増工額 5,825 千円（当初契約額から 10.4%）の変更を行っているため、変更契約報告書を作成し、指名委員会に報告しているケースがあった。</p> <p>当該変更契約報告書における変更理由は、変更事務処理要領第 4(1)発注後に発生した外的要件によるもの ア自然現象、その他不可抗力による場合 に該当するとし、「雨水の侵入を防止し、地山の早期安定を図るため、土工と同時に舗装工を施工したい」とする旨の変更理由であった。</p> <p>工事の概要としては、盛土工事を行った部分に対して変更契約により車道舗装工事を施工するものであったが、上記契約変更理由は、設計当初から予見できるものであったとも考えられる。</p> <p>結果的に変更契約によって、盛土工事と舗装工事が同一の時期に施工されたが、仮に両工事を同一の時期に施工しなかった場合には、盛土工事を行った部分が崩壊し、補修工事が必要となる結果、追加的な投資を要したり、事業計画に遅れが生じるリスクが考えられる。</p> <p>岐阜県では、舗装や法面工事等の専門工事については、専門工事業者への分離発注に努めている。しかし、分離発注することが必ず</p>	<p>はじめから予見できるようなものを変更としないよう平成 24 年 5 月の担当者会議で徹底しました。</p>

<p>しも岐阜県の利益とならない場合には、一括発注がより適切である理由を明確にしたうえで、一括発注を検討することが望まれる。そのためには、想定される地域性や季節性（発注時期）による自然環境の変化などを最大限に考慮した設計とすべきであり、当初から一体となって設計されるべき工事については、一括発注するなど適切な発注に努められたい。</p>	
<p>【設計変更、工事業者指示書・協議書の決裁基準の事務所設定】</p> <p>工事業者への作業依頼は、実質的に工事費支払負担が県に課されるため、各現地機関は事務管理上の統制を図るという必要性から独自の決裁基準による規程を作成し運用している。独自の決裁基準に従い、実務上設計変更に係る変更設計書及び指示書・協議書には、現地機関の所長等権限者の決裁が必要となっている。</p> <p>監査の結果、全ての現地機関で、独自の決裁基準を作成し、運用していることが確認できた。これは、当該事務管理の必要性を各現地機関が認識していることを示すものであり、一定の評価できる。</p> <p>しかし、各現地機関の決裁基準は統一されていない。不統一の事例として、指示書・協議書の決裁基準では、「工事費が100万円又は10%以上の増減がある場合、所長決裁を必要とする」している一方、「全て所長決裁を必要とする」としている事務所もあった。</p> <p>契約変更をはじめとする工事施行事務は、岐阜県事務委任規則で現地機関の長に委任された事務であり、現地機関ごとに決裁基準が異なることは規則で許容されている。</p> <p>もし、統一的な決裁基準の下、各現地機関が業務を実施するならば、県民からの業務の信頼性はさらに向上するものと思われる。</p> <p>以上から、本庁主務課は現地機関の決裁基準を把握して、統一的な決裁基準の目安を示し、各現地機関に連絡することが望ましい。</p>	<p>決裁基準について、事務処理ごとに整理し、平成24年6月25日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を図りました。</p>

<p>【紐付契約による継続的随意契約の通知】</p> <p>平成 20 年度に一般競争入札によって、一定の業者に治山事業測量設計業務を委託した。翌年度以降も継続的な測定が必要との判断から、同一業者へ随意契約により同等の業務を委託している。</p> <p>上記のケースにおいて、適正性等が確保されている契約は平成 20 年度の当初契約のみであり、それ以降の年度については、画一的な簡便性しか享受できていない。同一業務を同一水準で継続的に実施する必要があるとの観点から、当業務について翌年度以降同一業者と随意契約を結ぶこと自体に問題はないが、当初契約時点で、翌年度以降の契約の存在が予想できていたのであれば、その旨を一般競争入札公告に記載し、競争性を高める等の措置をとることが望まれる。</p>	<p>今後、複数年にまたがり継続する可能性を含む業務を発注する際は、入札公告を掲示する際に、その旨を明示することを、平成 24 年 4 月 23 日の担当者会議にて徹底を図りました。</p>
<p>【換地業務に関する随意契約締結の適否】</p> <p>土地改良換地士資格取得者が所属するコンサルタントや個人事業者等は存在するものの、現状、換地業務を事業として行う業者は、換地業務に精通した岐阜県土地改良事業団体連合会のみであるため、岐阜県土地改良事業団体連合会と随意契約を締結することが慣行となっている。</p> <p>原則的には一般競争入札に付すことが、経済性、公正性、公平性の観点で優位に立つと考えられる。</p> <p>土地改良換地士資格取得者自体は県下に複数存在するところ、慣行として長期に渡り岐阜県土地改良事業団体連合会と随意契約を締結することは、一般競争入札を原則とする契約事務の趣旨に反するものと考えられる。</p> <p>県は契約事務の趣旨を踏まえ、対応を検討することが望まれる。</p>	<p>土地改良換地士資格の保有状況について平成 24 年 4 月に社団法人岐阜県測量設計業協会に照会し、3 社に各 1 名の保有を確認しました。</p> <p>また、3 社に聞取りをしたところ、2 社の換地士は実務経験がなく、1 社は実務経験があるものの会社として換地業務を受注する体制にないとのことでありました。</p> <p>このため、現時点では競争入札に付すことは困難と思われます。</p> <p>引き続き、実務経験を有する土地改良換地士資格の保有状況を把握し、競争入札の対応を検討します。</p>
<p>【低入札調査基準価格及び最低制限価格の推定可能性】</p> <p>発注機関が土木事務所及び農林事務所の平成 22 年度契約リストを入手し検証したとこ</p>	<p>平成 11 年度より、入札制度の公平性・透明性の確保の観点から予定価格の事前公表を実施しているが、事前公表により低入札調査基準価格等の近傍へ入札</p>

<p>る、基準価格等と入札金額が一致する契約案件が 59 件あった。</p> <p>基準価格等は、その制度趣旨から入札の事前に公表されるものではない。そのため、基準価格等と入札金額が相当数一致するという事実は、実質的に事業者による基準価格等の推定が十分可能であることを示していると考えられる。</p> <p>入札額が基準価格等と一致するような場合、低入札価格調査制度の調査対象とならず、最低制限価格制度の入札無効とならない。しかし、そもそも基準価格等は事業者に入札金額の目安を与えるものではないものの、基準価格等が推定できる状況では、複数の事業者の入札金額が基準価格等付近で集中しやすい。そのため、事業者は僅かな入札金額差で落札するか否かが決まることになる。その結果、本来、より高い品質水準の工事及びサービスを提供できる優良な事業者が僅かな入札金額差で受注できなくなる場合があり、県民の利益を害するおそれがある。したがって、基準価格等を容易に推定できる状況の是正を検討することが望ましい。</p>	<p>が誘導されることも考えられることから、事後公表の試行を実施しており、平成 24 年度においても、試行を拡大し、是正に取り組んでいます。なお、制度改正については試行結果を踏まえて検討していきます。</p>
<p>【低入札価格調査の結果報告分析】</p> <p>一般的に直接工事費は工物品質に直接影響があるため、他の調査事例でも、直接工事費は高くし、反対に工物品質に直接影響がない一般管理費を低くし入札しているケースが散見された。これは、直接工事費の理由説明をしやすくしている証左と考えられる。</p> <p>一般管理費を低くすることが工物品質に影響しないのか、また実際の工事では入札した直接工事費よりも低い金額で材料調達を行い利益捻出していないか等の観点から調査を実施することが望ましい。少なくとも当該事例には、十分な懐疑心をもって調査をすることが必要である。</p> <p>当該事実は、調査による牽制が機能していないのではという疑念を生じさせるおそれがある。県民からの入札制度の信頼性向上のた</p>	<p>低入札調査において、一般管理費を低くしていることに対して、落札候補者の経営状況調査や、信用状況調査など、十分な調査を行うとともに、手抜き工事とならないよう、通常工事の倍の頻度で段階確認を実施し、適正な工物品質の確保に努めております。</p>

<p>め、このような疑念を払拭することが重要である。</p>	
<p>【最低制限価格の適用により無効となった事例分析】</p> <p>工事規模の大小如何にかかわらず、最低入札者金額は、最低制限価格を僅かに下回る場合が多く、かつ、落札者入札金額は、最低制限価格を僅かに上回る場合が多い。つまり、最低制限価格付近で入札金額が集中している。</p> <p>平成22年度無効事例数37件のうち28件が最低制限価格と落札者入札金額の乖離が100千円以内であり、一致している案件は7件存在した。事業者は極めて精度の高い積算を行い、入札していると考えられる。</p> <p>当該事実は、制限価格による牽制が機能していないのではという疑念を生じさせるおそれがある。県民からの入札制度の信頼性向上のため、このような疑念を払拭することが重要である。</p>	<p>最低制限価格付近での入札については、現在のところ、このような事例が多いとは認識していません。最低制限価格制度は、工事の品質確保や事業者の適切な利潤を確保するために設定しているものです。</p> <p>制度の見直しについては、事案の発生状況を注視し、適切な制度運用に努めてまいります。</p>